

# 大学入学共通テスト実施方針(追加分)

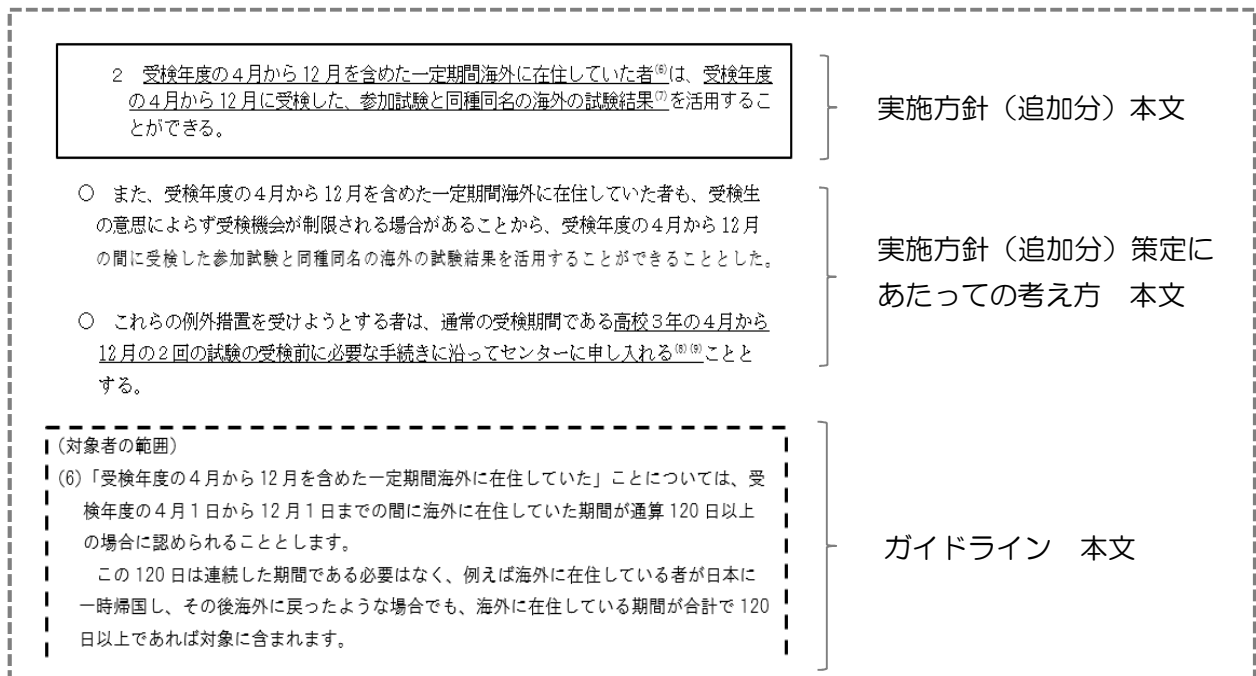
## 運用ガイドライン

令和元年9月3日  
文部科学省高等教育局  
大学振興課大学入試室

本ガイドラインは、平成30年8月10日に公表した「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」(以下「実施方針(追加分)」という)で示した、大学入試英語成績提供システム参加試験の結果の活用にかかる例外措置について、運用上の方針を示すものです。

### 【本ガイドラインの構成について】

本ガイドラインは以下のとおり、実施方針(追加分)、「大学入学共通テスト実施方針(追加分)策定にあたっての考え方」(平成30年8月10日文部科学省公表)及び本ガイドラインで構成されています。



本ガイドラインの内容については、具体的な手続期限の日時、申込書(添付書類を含む。)等は今後変更することがあります。最終的な申請方法等については、大学入試センター(以下「センター」という。)が作成する手引き等でご案内することを予定しています。

## 大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方

大学入学共通テスト実施方針については、平成 29 年 7 月に公表したところであるが、別途、検討が必要な内容等について、引き続き、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。

このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針（追加分）を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。  
  
＜負担を軽減すべき理由＞
  - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
  - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする。

＜追加が必要とされた経緯と理由＞

- 別紙のとおり、大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）（以下「実施方針」という。）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センター（以下「センター」という。）が確認し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしている。
  
- これらを踏まえ、センターにおいて、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するための仕組みとして設けられる「大学入試英語成績提供システム」への参加要件が取りまとめられ（平成 29 年 11 月）、申込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果が平成 30 年 3 月に公表された。

（全項共通の事項）

「大学入試英語成績提供システム」（以下「システム」という。）に参加する英語の資格・検定試験の成績については、センターが発行する共通 I D に紐づけて管理されるため、実施方針（追加分）に示すそれぞれの例外措置の申込みの前に共通 I D の取得が必要です。

共通 I D の取得方法等については、センターが公表している「「大学入試英語成績提供システム」の概要」（※）をご参照ください。

なお、各例外措置として適用できる試験回数は、各措置により異なるとともに、一度なされた例外措置への申込みを取り消すことは認められませんのでご注意ください。

また、既卒者については、15 ページにあるように「受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できる」こととしていますが、共通 I D の有効期間終了後も前年の成績を活用したい場合は、共通 I D の更新手続きをとるようにしてください。

※大学入試センターウェブサイト (<https://www.dnc.ac.jp/news/20190107-01.html>)

1 高校2年時に大学入試英語成績提供システム参加試験(以下「参加試験」という。)を受検し、文部科学省が公表しているCEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること<sup>(1)</sup>

②離島・へき地に居住または通学していること<sup>(2)</sup>

○ この参加試験について、大学に提供される試験結果は、受検者の負担、高等学校教育への影響や受検機会の複数化の観点も考慮し、実施方針において、高校3年の4月から12月の2回までとしているところである。

○ 参加試験の実施時期・回数については、すでに一定の成績を得た生徒について、その結果が使えないのは生徒にとって二重の負担であり、高校3年時の受検結果に代えて利用可能とすべきとの指摘もなされているところである。また、高校3年の4月から12月の2回までの試験を受検できない事情のある生徒への配慮も必要である。

○ このような指摘を踏まえ、参加試験の実施時期・回数については高校3年生の4月から12月の2回までの試験の活用を原則としつつも、高校の学びに支障がない範囲<sup>(3)</sup>で、負担を軽減すべき特別な理由がある生徒については、例外措置として、高校2年生における一部の試験結果1回分を高校3年の4月から12月の2回分に代えて活用することができることとした。

なお、2020年度に実施される2021年度大学入学者選抜については、この場合に活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験<sup>(4)</sup>で「大学入学英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019年度に実施される資格・検定試験を含むものとする。

ここで「高校の学びに支障がない」こと及び「負担を軽減すべき理由」については、学校長が認めることを前提とした上で、①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情がある場合や、②離島・へき地に居住または通学する場合という、負担軽減の観点から真にやむを得ない場合に限ることとする。

○ さらに、高等学校3年間の英語教育を充実したものとする観点から、通常高等学校の英語の授業を超える水準に到達していると認められる試験結果を要件とすることとし、大学入学共通テストの試行調査で検討されている難易度を踏まえ、これを「CEFRのB2以上」とする。

- この例外措置については、そもそも負担を軽減すべき特別な理由の有無に関わらず、学習指導要領に沿って英語4技能の学習を続けてきた高校生のために2年時までにおける参加試験での一定以上の成績は全て利用可能とするのが当然、との意見（日本私立中学高等学校連合会）もあったが、基本方針で定めた原則、受検者の負担や高等学校教育への影響（例：早期から資格・検定試験対策に追われるとの懸念）を考慮し、家庭や居住地に関し負担を軽減すべき事情のある生徒に限定して認めることとしたものである。

（略）

- これらの例外措置を受けようとする者は、通常の受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前<sup>(5)</sup>に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れることとする。

（対象者の範囲）

「高等学校等に在学している者」又は「学校教育法第90条第1項の規定による高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者又は認められる見込みの者」（例：高等専門学校在学者等。以下「その他資格での申込者」という。）のうち、次の(1)又は(2)に該当するもの。（既卒者は本項の対象外であり、対象者に関する詳細は、追ってセンターが作成する手引き等でご案内いたします。）

- (1) 「非課税世帯であるなど経済的に困難」な者の範囲は、高校2年生相当<sup>\*</sup>に該当する学年の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する者となります。

ただし、高校2年生に該当する学年の7月1日の時点で確認される世帯の経済状況がその後急変することも想定されるため、高校3年生に該当する学年の7月1日時点で上記範囲に当てはまることが確認できるようになった場合には、例外的に本項の活用を希望する旨を追加で申し込むことを認めることとします（申込方法については8ページを参照）。

※ この場合の高校2年生とは、全日制の高等学校等に在学している者の場合のことです。次の者の場合は、それぞれ読み替えてください。

- ・ 4年制の高等学校等に在学中の者 …………… 高校3年生
- ・ 中等教育学校に在学中の者 …………… 中等教育学校5年生
- ・ その他資格の者 …………… 資格・検定試験の受検年度の前年度

- (2) 「離島・へき地に居住または通学していること」の範囲は、高校3年生の4月1日時点で日本国内に住民票を有し、以下のいずれかに該当する生徒とします。

- (i) 北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の5島を除く有人島のうち、以下の島に居住又は所在する高等学校等に通学している場合
- ・「離島振興法」(昭和28年)において規定する離島振興対策実施地域
  - ・「奄美群島振興開発特別措置法」(昭和29年)における指定離島
  - ・「小笠原諸島振興開発特別措置法」(昭和44年)における指定離島
  - ・「沖縄振興特別措置法」(昭和47年)における指定離島
- (ii) 最寄りの都道府県庁舎又は人口10万人以上の市の市庁舎(いずれか近い方)までの直線距離が原則として50kmを超える高等学校等に通学している場合
- (iii) 資格・検定試験の受検年度の4月1日時点で最寄りの都道府県庁舎又は人口10万人以上の市の市庁舎(いずれか近い方)までの直線距離が原則として50kmを超える地域に居住(住民票に記載の住所を指す。)している場合

※上記(i)～(iii)の具体的な対象地域については、追ってセンターが示すリスト等でご案内いたします。

- (3) 学校長が「高校の学びに支障がない」ことを判断するにあたり、以下の点等に配慮いただくことが想定されます。
- ・ 本例外措置の対象とする生徒が、高校3年生で受検するはずの参加試験の成績に代えて、高校2年生で得た英語の資格・検定試験の成績をシステムに登録したとしても、高校3年時に英語4技能の学習を継続しなくなってしまうような恐れがないこと

#### <留意事項>

- ・ 本項の適用を受けられる有効期間は高等学校等在籍期間としますので、高等学校等卒業後は適用されません(既卒者については、前年度の受検結果を活用できるとしているため、本項の対象者には含まれません)。
- ・ その他資格での申込者については、本項の適用を受けられるのは一回限りとします。
- ・ 各学校におかれては、「負担を軽減すべき理由」に該当しうる生徒が、本例外措置を活用することを目的として、高校2年時に英語の資格・検定試験を受けるための対策を早めに始めるなど、受検準備の早期化につながらないよう留意してください。

(活用できる試験の範囲)

(4) 本項に関して、2019年度に実施され、2021年度大学入学者選抜において活用が認められる試験は以下のとおりです。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
1		C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6	B1 Preliminary	
7	Educational Testing Service	TOEFL iBT®Test
8	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
9	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests
10	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC (CBT)
11	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes (TEAP)
12		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test (TEAP CBT)
		実用英語技能検定(英検)(※)
13		準1級(対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
14	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)

※平成30年3月の大学入試英語成績提供システム参加要件確認結果公表時から、名称変更のあった試験  
 変更前:4技能CBT → 変更後:英検 CBT  
 変更前:1日完結型 → 変更後:英検 2020 1 day S-CBT

<留意事項>

- ・「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」については、令和元年7月2日付けで、システムへの参加申込みが取り下げられたところですが、2019年度に受験した場合に限り、本項で定める対象者の範囲に該当する場合には、2021年度大学入学者選抜において例外措置を適用することを認めます。
- ・「英検(従来型)」、「IELTS(ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「GTEC(Advanced)」については、2019年度は参加要件9(試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表等)を満たしていないため、対象に含まれません。
- ・本項では海外で受験した、参加試験と同種同名の試験については対象に含まれません。
- ・高校2年生の時点では、共通IDを使用して資格・検定試験を受検できないことから、本項では、共通IDを記載せずに申込み受検した試験の結果を活用できることとします。

(本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法)

(5) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。なお、本項を活用するための申込みを行う時点で、既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を1回でも受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、前年に受検した試験の結果は登録できません。

## ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること

<A. 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の生徒（以下「高等学校等の生徒」という。）>

1. 高等学校等の生徒が、在籍する学校に本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申込書（仮）＋②試験結果を証する書類を提出）※<sup>1</sup>
2. 高等学校等において、当該生徒がB 2以上の試験結果となっているかを②で確認し、認定を行う。
3. 高等学校等が、総括表（学校長の発行する事情が確認できる書類）、①、及び②をセンターの定める手順に沿ってセンターへ提出。※<sup>2</sup>
4. センターが、学校に、申込みの結果を連絡。

<B. その他資格での申込者>

1. 個人が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申込書（仮）＋②試験結果を証する書類をセンターの定める手順に沿って提出）※<sup>1・2</sup>
2. センターが①及び②により本項の対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

※<sup>1</sup> 本項を申し込む前に、非課税世帯であるなど経済的に困難であることを事前に、Aにおいては高等学校等を通じて、Bにおいては直接センターに申し込む必要があります。

ただし、経済状況がその後急変した場合には、非課税世帯であるなど経済的に困難であることを事前にセンターに申し込んだ上で、本項の申込みを行う必要があります。

詳細については、センターが作成する手引き等において示します。

※<sup>2</sup> センターに成績等を提出する期間等については、センターが作成する手引き等において示します。

## ②離島・へき地に居住または通学していること

<A. 離島・へき地に所在する高等学校等の生徒又は、離島・へき地に居住しながら高等学校等へ通学している者>

1. 高等学校等の生徒が、在籍する学校に①試験結果を証する書類を提出。
2. 高等学校等が、総括表、共通IDの申請書類と①、学校長の発行する成績確認書類（仮）をセンターの定める手順に沿ってセンターへ提出。
3. センターが、学校に、申込みの結果を連絡。

<B. その他資格での申込者で、離島・へき地に居住する者>

1. 個人が、センターに以下の①～③の書類とともに本項の適用を受けたい旨を申し出る。
  - ①適用希望申込書（仮）
  - ②試験結果を証する書類
  - ③住民票の写し
2. センターが①～③により本項の対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。



2 受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者<sup>(6)</sup>は、受検年度の4月から12月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果<sup>(7)</sup>を活用することができる。

○ また、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者も、受検生の意思によらず受検機会が制限される場合があることから、受検年度の4月から12月の間に受検した参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとした。

○ これらの例外措置を受けようとする者は、通常の受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れる<sup>(8)(9)</sup>こととする。

(対象者の範囲)

(6) 「受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた」ことについては、受検年度の4月1日から12月1日までの間に海外に在住していた期間が通算120日以上の場合に認められることとします。

この120日は連続した期間である必要はなく、例えば海外に在住している者が日本に一時帰国し、その後海外に戻ったような場合でも、海外に在住している期間が合計で120日以上であれば対象に含まれます。

(活用できる試験の範囲)

(7) 本項で結果を活用できる海外の同種同名の試験は、以下のとおりです。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
		ケンブリッジ英語検定
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8		A2 Key
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT® Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)
12	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
13		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)

<留意事項>

- ・「IELTS for UKVI（アカデミック・モジュール）」については、「原則として、毎年度全都道府県で実施する」という参加要件に関しては、海外での受検においては当該要件を加味する必要はないことから、「参加試験と同種同名」の試験として見做すこととします。
- ・「IELTS（ジェネラル・モジュール）」、「IELTS for UKVI（ジェネラル・モジュール）」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「実用英語技能検定（英検）」については、海外においても実施されていますが、海外における実施については対象外としています。
- ・日本で受検した参加試験結果との併用も可能とします。ただしその場合は、海外で受検した参加試験と同種同名の試験と、日本で受検した参加試験をあわせて2回分までの結果を活用できることとします。（例えば日本及び海外で1回ずつ受検、又は海外で2回受検というパターンも可能です。）

（本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法）

(8) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。

A. 高等学校等の生徒

1. 生徒が、在籍する高等学校等に本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申請書（仮）＋②試験結果を証する書類＋③海外在住期間を証する書類（詳細は以下のとおり）を提出）

【海外在住期間を証する書類】

出入国記録又はパスポートの写し

ただし、日本国籍以外の者等で上記の書類の取得が困難な場合は、国籍を保有する国の入国管理局による当該国等への120日以上の上記の在留を証明する書類（当該国の在外公館が発行した和訳又は英訳つき）又はパスポートの写し

※パスポートの写しを提出する場合、在外期間を示した部分の写しがない場合は無効とする。（なお、近年顔認証ゲートが普及し、出入国時の証印が必須ではない国が増えてきているため、審査官に忘れず押印してもらうこと。）

2. 学校において、当該生徒が(6)に該当するかどうかを確認し、認定を行う。
3. 学校が、認定書類（仮）と併せて②をセンターに提出。
4. センターが学校に、申込みの結果を連絡。

B. 上記以外の者

1. 個人が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②試験結果を証する書類 + ③海外在住期間を証する書類(詳細は以下のとおり)を提出)

【海外在住期間を証する書類】

出入国記録又はパスポートの写し

ただし、日本国籍以外の者等で上記の書類の取得が困難な場合は、国籍を保有する国の入国管理局による当該国等への120日以上在住を証明する書類(当該国の在外公館が発行した和訳又は英訳つき)又はパスポートの写し

※パスポートの写しを提出する場合、在外期間を示した部分の写しがない場合は無効とする。(なお、近年顔認証ゲートが普及し、出入国時の証印が必須ではない国が増えてきているため、審査官に忘れず押印してもらうこと。)

2. センターが③を元に対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

(本項を活用するための申込時期)

- (9) 本項の申込時期については、別途センターの作成する手引き等を参照ください。なお、本項を活用するための申込みを行う時点で、既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を2回受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、海外で受検した試験の結果は登録できません。

**3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者<sup>(10)</sup>については、受検年度の前年度の参加試験の結果<sup>(11)</sup>を活用することができる。**

- この他、病気等のやむを得ない事情により高校3年の4月から12月に受検できなかった場合など受検生の意思によらず受検機会を得ることができない者であって、特別に配慮すべきとされた者も、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができることとした。

(対象者の範囲)

- (10) 「病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者」については、以下の条件を満たし、かつ、受検年度にシステムに登録された試験結果が2回に満たない者とします（例えば受検前年度に1回、受検年度に1回というパターンも可能です。また、受検年度に入院した後回復し、1回受検するという場合も対象となります）。

また、各学校におかれては、「特別に配慮すべきとされた者」が、本例外措置を活用することを目的として、高校2年時に英語の資格・検定試験を受けるための対策を早め始めるなど、受検準備の早期化につながらないよう留意してください。

なお、受検年度に被災した者については、災害の状況等に依じて取り得る措置を検討することとします。

- 受検年度の4月1日から12月1日までの期間中、病気やけがにより入院していた期間が通算90日以上の方

(活用できる試験の範囲)

- (11) 本項で活用する「受検年度の前年度の参加試験の結果」は、1回に限ることとします。高等学校等在学者については、前年度における参加試験の受検時にはそもそも共通IDの付与がなされていることは想定されないため、共通IDを記載せずに申込み受検した試験の結果を活用できます（既卒者の扱いについては、16ページを参照してください）。

なお、2020年度に実施される2021年度大学入学者選抜において、本項に基づき活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験で「大学入試英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019年度に実施される資格・検定試験（※次頁参照）を指すものとします。2022年度大学入学者選抜以降については、参加試験と同種同名の試験ではなく、大学入試英語成績提供システム参加要件を満たした試験を活用することとします。

※本項に関して 2019 年度に実施され、2021 年度大学入学者選抜において活用が認められる試験

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
1		C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8	A2 Key	
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT®Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests
12	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC (CBT)
13	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes (TEAP)
14		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test (TEAP CBT)
		実用英語技能検定 (英検) (※)
15		準1級 (対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
16		2級 (対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
17		準2級 (対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
18		3級 (対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
19	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)

※平成30年3月の大学入試英語成績提供システム参加要件確認結果公表時から、名称変更のあった試験  
 変更前:4技能CBT → 変更後:英検 CBT  
 変更前:1日完結型 → 変更後:英検 2020 1 day S-CBT

<留意事項>

- ・「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」については、令和元年7月2日付けで、システムへの参加申込みが取り下げられたところですが、2019 年度に受験した場合に限り、本項で定める対象者の範囲に該当する場合には、2021 年度大学入学者選抜において例外措置を適用することを認めます。
- ・「英検 (従来型)」、「IELTS (ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「GTEC (Advanced, Basic, Core)」については、2019 年度は参加要件 9 (試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表等) を満たしていないため、対象に含まれません。
- ・本項では海外で受検した、参加試験と同種同名の試験については対象に含まれません。

(本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法)

(12) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。

A. 高等学校等の生徒

1. 生徒が、学校に本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②対象であることの確認書類 + ③試験結果を証する書類を提出)

【確認書類】

病院が発行する入院証明書(氏名・生年月日・入院期間以外の項目は黒塗りしてもらう)あるいは氏名・生年月日・入院期間を病院が証する書類(様式任意)のいずれか

2. 学校が②により、当該生徒が本項の対象となるかを確認し、認定を行う。

3. 学校が、確認書類と併せて③をセンターに提出。

B. 上記以外の申込者

1. 受検者が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②対象であることの確認書類 + ③試験結果を証する書類を提出)

【確認書類】

病院が発行する入院証明書(氏名・生年月日・入院期間以外の項目は黒塗りしてもらう)あるいは氏名・生年月日・入院期間を病院が証する書類(様式任意)のいずれか

2. センターが②により本項の対象となるかを確認。

3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

(本項を活用するための申込時期)

(13) 本項の申込時期については、別途センターの作成する手引き等を参照下さい。

なお、本項を活用するための申込みを行う時点で既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を2回受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、前年に受検した試験の結果は登録できません。

4 既卒者<sup>(14)</sup>については、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果<sup>(15)</sup>を大学の判断により活用<sup>(16)</sup>できるよう提供できるものとする。

○ なお、実施方針において、今後検討するとされていた既卒者の成績については、高等学校教育への影響がないため、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果も提供できるものとし、大学の判断により活用することができることとした。各大学においては、受検年度の結果のみ活用することも当然可能である。なお、この既卒者が受検年度または受検年度の前年度に一定期間<sup>(17)</sup>海外に在住していた場合には、当該時期に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果<sup>(18)</sup>を提供することができることとする。

(対象者の範囲)

(14) 「既卒者」は、受検年度の前年度までに大学入学資格を得た者とし、(15)に示すように、「受検年度の前年度の試験結果」がシステムに登録された者である場合に、本項の活用が可能になります。

なお、2019年度の高校3年生については、2019年度に高校を卒業し、既卒1年目となった場合、2019年度に参加試験と同種同名の試験を受検していたとしても、共通IDが付与されていないことから、受検結果はシステムに反映されません。

また、実施方針（追加分）の項目1については、既卒者は含まれませんのでご注意ください。

(活用できる試験の範囲)

(15) 「受検年度の前年度の試験結果」は、受検年度の前年度（既卒1年目の場合、高校3年生だった年度）にシステムに登録された試験結果2回分までを指すこととします。したがって、本制度導入初年度となる2020年度時点の既卒者について提供される試験結果は、当該年度に受検した2回分までとなります（2019年に受検した成績はシステムに登録されていないため、対象外となります）。

なお、本項で活用できる試験結果はシステムに登録された試験結果を指し、受検年度の前年度の1～3月に受検した試験の結果は、仮にそれが参加試験と同様に実施されたものであったとしてもシステムには登録されないため、含まれないこととなります。

また、前年度にシステムに登録されていない試験結果について、受検翌年度に事後登録することはできません。

＜既卒者であり、かつ例外措置3の適用を受けようとする場合＞

受検年度の前年度の試験結果をシステムに登録済みの者については、その試験結果（最大2回分）を当年度分の結果として活用することとします。ただし、受検年度の前年度に1回分しか試験結果がシステムに登録されていない者については、共通IDを用いずに受検した試験の成績証明書を有していたとしても、追加の登録は認めないこととします。前年度の試験結果をシステムに登録していない者については、本項は適用されません。

なお、既卒者でありながら例外措置3の適用を受けようとする場合の申込・確認方法については、前述の「(12) B」(14 ページ)と同じ方法です。

(16, 18) 「参加試験と同種同名の海外の試験結果」は、(7)と同様、以下のとおりとします。ただし、前述のとおり、2020年度時点の既卒者について提供される試験結果は当該年度に受検した2回分までとすることに合わせ、本項では、2019年度に受検した試験の結果は活用できません。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
		ケンブリッジ英語検定
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8		A2 Key
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT®Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)
12	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
13		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)

＜留意事項＞

- ・「IELTS for UKVI (アカデミック・モジュール)」については、「原則として、毎年度全都道府県で実施する」という参加要件に関しては、海外での受検においては当該要件を加味する必要はないことから、「参加試験と同種同名」の試験として見做すこととします。
- ・「IELTS (ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI (ジェネラル・モジュール)」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「実用英語技能検定 (英検)」については、海外においても実施されていますが、海外における実施については対象外としています。



(17)「受検年度または受検年度の前年度に一定期間」については、「受検年度（または受検年度の前年度）の4月1日から12月1日までの間に海外に在住していた期間が通算120日以上」の場合とします。

なお、本例外措置はシステムに登録されてはじめて適用されるため、受験年度の前年度に海外に在住していた者であっても、受験前年度の時点で参加試験の結果がシステムに登録されていない限り、反映されません。

(本項の運用方法)

(19)本項の適用に関しては、既卒者の参加試験の試験結果について、受検年度の前年度の分も含めて活用するかどうかを各大学が判断の上、大学入試センターに必要回数分（例えば受検年度の2回分まで、もしくは受検年度の前年度2回分までを含めた計4回分まで）を要請することとします。

したがって、対象となる受検生は出願しようとする大学が何回分を活用する方針なのかをよく確認するようご注意ください。また、各大学においては、出願しようとする受検生が十分な検討期間を確保できるよう、事前に方針を明らかにするといった配慮をお願いします。

5 各大学は、障害のある受検生の試験結果<sup>(20)</sup>について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱う<sup>(21)</sup>こととする。

- さらに、障害のある受検生については受検機会が奪われることがないよう、これらの措置に限らず、例えば、聴覚障害のある受検生のスピーキングやリスニングの参加試験の結果の扱いについて、各大学が、受検生の障害の程度を把握することなどにより、不利益が生じないようにすることとする。

(20) 障害のある受検生の試験結果の表示例については、今後、「英語4技能試験情報サイト (<http://4skills.jp/>)」に試験別に表示される予定ですのでそちらをご参照ください。

(21) 障害のある受検生に不利益が生じないような試験結果の取扱いとしては、試験結果において、免除されている技能があることを以て、出願資格を満たしていないという判断をしないといったことが想定されます。

また、現行の大学入試センター試験の英語においても、聴覚に障害のある受検生についてリスニングを免除するといった配慮が行われていますが、多くの大学ではこのような受検生のスコアを換算して扱うといった対応が取られており、各大学においては、参加試験の試験結果についてもこのような対応を検討することも期待されます。

なお、技能の免除ではなく、合理的な配慮を受けて受検した場合は、配慮を受けたことについてスコアには表示されません。